

鳥取県版 里親ハンドブック



里親が育てる。
社会が支える。

鳥取県里親委託等推進委員会

令和5年4月

目次

1. 社会的養護の担い手として
 - (1) 公的養育とは 1
～里親が守るべきこと～
 - (2) 子どもを迎える前に 4
～里親としての心がまえ～

2. 受託時の手続きについて
 - (1) 受託までの流れ 8
 - (2) 児童相談所から里親が受け取る書類等 11
 - (3) 新規受託時に里親が行う手続き 13
 - (4) 受託中に里親が行う手続き 15
 - (5) 自立（進学、就職）にむけての手続き 16
 - (6) こんな時はどうする？ 17

3. 委託にかかる費用について
 - (1) 措置費の趣旨 18
 - (2) 里親委託措置費の概要 18
 - (3) 里親委託措置費の請求方法について 18
 - (4) 措置費等の課税上の取扱い 20

4. 里親養育の支援について
 - (1) 鳥取県の里親養育を支援する仕組み 22
 - (2) 関係機関・人の役割について 23
 - (3) 「子どもの育ち応援会議」について 27
 - (4) レスパイトケアについて 28
 - (5) メンター制度について 29

1. 社会的養護の担い手として



里親制度は、さまざまな事情で家族と暮らせない子どもたちを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもって養育する制度です。里親との家庭生活は、特定の大人とのつながりを軸に、自他を思いやる心を育むなど、子どもが発達、成長していくうえで土台となるものです。

社会的養護の基本理念は、「子どもの最善の利益のために」「すべての子どもを社会全体で育む」とし、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で保護し、養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものとされています。

里親家庭に子どもが委託されることは、公的な養育を家庭で行う「社会的養護」です。里親には、児童相談所やあらゆる地域の資源とつながりながら、その重要な社会的役割を果たしていただくことが期待されています。

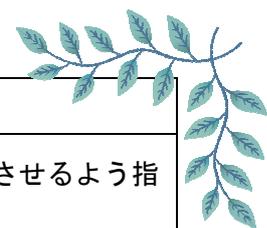
(1) 公的養育とは ～里親が守るべきこと～

里親は、児童福祉法において子どもの最善の利益を図るために、「里親が行う養育に関する最低基準」を遵守しなければならないとされています。

里親制度は、研修を受け里親登録をした里親が、その家庭において、公的責任のもと子どもを養育する仕組みであり、公私の両面が組み込まれた制度です。それぞれの里親家庭の強みを最大限に生かすためにも、一定の養育の質の基準を知っておくことは大切なことです。

下記の表は、最低基準の内容をもとに、里親が守るべきことを要約し、記載しています。

項目	内容
最低基準の向上	県は里親に対し、最低基準を超えて里親養育の内容を向上させるよう指導や助言をすることができます。
最低基準と里親	里親は、最低基準を超えて、養育の内容を向上させるよう努めましょう。
養育の一般原則	里親養育は、子どもの自主性を尊重しながら、基本的な生活習慣の確立や、豊かな人間性と社会性を養うことができるよう、子どもの自立を支援することを目的としています。 そのため里親は、研修を受け、里親としての資質向上に努めましょう。



子どもを平等に養育する原則	里親は、受託した子どもに対し、実子や他の子どもと比較したり、国籍や信条などによって差別的な養育をしたりせず、平等に育てましょう。
虐待等の禁止	里親は子どもに対し、児童虐待その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはいけません。
教育	里親は、子どもが、義務教育のほか必要な教育を受けることができるよう努めましょう。
健康管理等	里親は、子どもの健康状態に気配りし、健康保持を図りましょう。子どもへの食事の提供は、健康増進や正しい食生活の習慣を身につけることを目的として行いましょう。
衛生管理	里親は、子どもが使用する食器や設備、食料品などについて、衛生的な管理に努めましょう。
給付金として支払いを受けた金銭の管理	里親は、受託した子どもにかかる給付金の支給を受けたときは、次のように管理しなければなりません。 ① 給付金をその他の財産と区分すること。 ② 給付金の支給の趣旨に沿って使用すること。 ③ 子どもに係る金銭の収支の記録を整備すること。 ④ 子どもの委託が解除された場合には、速やかに子どもに係る金銭を子ども本人に取得させること。
自立支援計画の遵守	里親は、児童相談所が作成した「自立支援計画」に従って、子どもを養育しなければなりません。
秘密保持	里親は、正当な理由なく子どもやその家族の秘密を漏らしてはいけません。
記録の整備	里親は、子どもの養育に関する記録を整備しておかなければなりません。
苦情への対応	里親は、養育に関する子どもからの苦情や意思表示に対し、迅速に、適切に対応しなければなりません。また、養育に関して県から指導や助言を受けたときは、その内容に従って改善を行わなければなりません。
知事への報告	里親は、県知事からの求めに応じ、子どもの心身の状況や養育の状況などについて定期的に報告する必要があります。また、子どもに事故が発生したとき、やむを得ない事情により子どもの養育を継続することが困難になったときは速やかに理由を付して県知事に届けなければなりません。

関係機関との連携	児童相談所や学校、その他の関係機関と協力・連携しながら子どもを養育していきましょう。
養育する委託児童の年齢	里親が養育する子どもは18歳未満の児童ですが、必要と認められた場合は20歳に達するまでの間、養育を継続することができます。
養育する委託児童の人数の限度	里親が同時に養育できる子どもの人数は、6人（受託した子どもは4人）を超えることはできません。また、専門里親が被虐待児童等（虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた子ども、非行や非行に結び付く行動がある子ども、知的障がいや精神障がいがある子ども）を同時に養育できる人数は、2人を超えることはできません。
委託児童を養育する期間の限度	専門里親が受託した被虐待児童等の養育は、養育を開始した日から数えて2年を超えることはできません。しかし、必要と認められた場合は、期間を更新することができます。
再委託の制限	里親の心身の状況や、やむを得ない事情のため県知事が認める場合以外は、受託した子どもを他の者に委託してはいけません。
家庭環境の調整への協力	専門里親は、児童相談所が他機関と連携して行う家庭環境の調整に協力しなければなりません。

出典：里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号／令和4年最終改正）

Let's Study!



里親制度の理念や具体的な運用については、「里親制度の運営について（里親制度運営要綱）」に詳しく示されています。また、「里親及びファミリーホーム養育指針」は、「最低基準」を超えて、里親養育のあるべき方向性や目標とする養育の水準を知ることができます。

里親制度を取り巻く状況は、日々、刻々と変化しています。県が実施するスキルアップ研修や、里親の大会に参加するなど学習の機会を持ち、研鑽を積んでいくことは、里親にも支援者にとっても大切なことです。

資料や情報収集に役立つウェブサイトを掲載しましたので、下記のQRコードを読み込み、ご利用ください。

「養育指針」
はこちらから
どうぞ!!



【全国里親会資料ページ】



【ONELOVE オンライン里親会】



【朝日新聞社 広げよう里親の輪】



【厚労省 里親制度】

(2) 子どもを迎える前に ～里親としての心がまえ～

これから出会う子どもたちは、どんなに幼くても、家族からの分離や、慣れ親しんだ地域の暮らしや友人との別れなどの喪失体験をしています。里親は、そんな子どもたちの生活史を丸ごと受け止め、「中途からの養育」をスタートします。子育て経験の有無にかかわらず、「中途からの養育」は、予期せぬ出来事の連続となるかもしれません。

ここでは、里親養育ならではの難しさを知り、里親として、子どもを迎えるための心がまえを一緒に考えていきましょう。

①里親自身が支援を受け入れ、支援を求めることが大切です



里親が養育に悩んだとき、それを抱え込まずに子育ての悩みを相談しながら社会的につながりを持ち、孤立しないことが重要です。子どもの健全な育ちのために、里親が独自の子育て観を優先せず、自らの養育を振り返るために他者からの助言が必要になることもあります。

児童相談所は、「児童自立支援計画票」に基づいた養育が行われているか、家庭訪問や養育状況の報告書などにより、子どもと里親の状況を確認します。

また、児童相談所の（委託されている子どもの）担当福祉司や里親支援担当福祉司、施設に配属されている里親支援専門相談員が必要に応じて家庭訪問を行い、お互いに情報を共有するなどして里親を支援します。

公的な機関に限らず、支えてくれる親族や友人、地域の方々とのつながりを大切にしながら、無理のない範囲で支援の輪を広げていくことも、里親養育の大きな力となります。

訪問の目安って？

「里親委託ガイドライン」（平成 23 年厚生労働省通知）にこのように示されています。

…委託直後の 2 か月間は、2 週に 1 回程度、委託の 2 年後までは毎月ないし 2 ヶ月に 1 回程度、その後は概ね年に 2 回程度。そのほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問する…

訪問は、里親家庭の状況を知る大切な機会です。たとえ短い時間であったとしても、里親家庭の「暮らし」に触れることができればと願っています。

(児童相談所 里親支援担当福祉司)



②真実告知は、子どもの育ちを繋ぐ大切な営みです

子どもが、里親と出会うまでの記憶を確認したり、自分の家族のことを知りたいと思うのは、成長していく過程でとても自然なことです。里親家庭が、子どもにとって居心地のいい場所であればなおさら、子どもは安心して、その思いを言葉にします。

里親が子どもに、「里親と里子」であること、その理由、実の家族の存在などを伝えることを「真実告知」と言います。「真実告知」は、子どもが、生い立ちも含め「ありのままの自分」を肯定的に受け止められるようになるために必要です。里親にとっても、子どもを大切に思っているという「真実」を伝える機会とも言えます。

時に子どもは、実親への期待や喪失感からくる怒りや悲しみ、混乱した感情を里親に向けることもあるでしょう。子どもの年齢に合わせて、いつ、何をどのように伝えるのか、ライフストーリーワークの方法を取り入れるなどして、児童相談所や里親支援拠点（22 頁参照）の職員とも十分相談して進めていきましょう。

ライフストーリーワークとは



1950 年代にアメリカで里親委託や養子縁組の準備として、ソーシャルワーカーが子どもの歴史を記した本を作成したのがその始まりであるとされています。ライフストーリーワークは、子どもたちが、安心できる大人たちと一緒に自分の人生の物語（ライフストーリー）を自分のものにしていく（ワーク）ことです。子どもたちの過去と現在と未来をつないでいく大切な取り組みです。

乳児院を訪れて赤ちゃんの頃のエピソードを聞く、小学校の「生い立ちの授業」をきっかけに実親がつけた名前の由来を伝える、里親が初めて子どもにあった場面やその時の思いを伝える…。

ライフストーリーワークは、子どもの出自にかかわるデリケートな話題を扱うことではありますが、そのきっかけも子どもと一緒に取り組む場面も、まさに里親家庭の暮らしの中にあるのです。

【参考】

全国里親委託等推進委員会『里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブック』

大阪ライフストーリー研究会「ライフストーリーワークって何?」パンフレット





③里親は、子どもの権利擁護者であり「アドボキッ」です

社会的養護は、子どもの権利を守る最後の砦です。様々な事情で家庭を離れることになった子どもたちと、ともに生きる里親は、まさに権利擁護者であることが求められています。

平成28年の児童福祉法の改正において、第1条に「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」という文言とともに、第2条では「意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される」と明記されました。新たに追加されたこの言葉は、これまでの保護的な子ども観ではなく、「能動的な権利行使主体」としての子ども観へと転換することを伝えるメッセージです。

里親はもとより、児童相談所や里親支援拠点の職員は、政策決定の場面などで、より「子ども自身の声」を大切にすることが求められています。これを実現するために、子どもの意見表明をサポートする「アドボカシー制度」の仕組みが検討されています。

里親は、子どもの一番身近な「アドボキッ」です。子どもの声にならない声にも耳を傾け、子どもの思いを反映させる「アドボカシー」の役割が里親に求められています。

*鳥取県では、子どもアドボカシーの実現を目指す人を「アドボキッ」と呼んでいます。2023年1月に、鳥取県で初めて「アドボキッ養成講座」が開催されました。



そもそも「アドボカシー」とは？

子どもアドボカシーは、子どもの権利を実現するための子ども自身と市民の運動から生まれ、欧米の研究者が理論化しました。さらにそれを各国政府が制度化することにより、全世界に広がりつつあります。厚生労働省による子どもアドボカシー制度検討の動きが加速するようになったきっかけの一つが、2019年1月に起きた栗原心愛さんの虐待死事件です。声の大きな大人の意向で物事が進み、子どもの小さな声は無視されてしまうことを象徴的にあらわす出来事でした。

“advocacy”とはラテン語の“ado”(誰かに向かって)“voco”(呼ぶ)に由来していて、英語で言えば、“to call”(声を上げる)という意味です。様々な権利を侵害されている子どもたちのために、当事者あるいは周囲の人が声をあげていくということがアドボカシーのベースにあります。

参考:堀正嗣『子どもアドボカシー養成講座～子どもの声を聞き権利を守るために～』(2020年)明石書店



④個人情報の管理が求められています

「里親として子どもと生活を始めること」＝「公的養育のスタート」でもあります。それに伴って、たくさんの公的な書類や情報を持つことになり、耳にすることにもなるでしょう。一般家庭でありながら、それらを適切に管理するためには、工夫が必要です。家庭内でできる工夫を話し合うなどして準備しておきましょう。

また、昨今の情報化社会は、パソコンやスマートフォンを通じて、たくさんの情報にアクセスすること、発信すること、受け取ることが可能です。里親は、受託中の子どもの情報が、予期せぬ形で不特定多数の目に触れたり拡散されたりすることがないように細心の注意を払う必要があります。

我が家の工夫～個人情報を守るために～

A里親の場合



「家族で相談して、児童相談所から受け取った書類や、子ども自身のことや家族のことについて書かれているものは、ひとつのファイルにまとめて、押し入れの決まった場所に保管するようにしました」

B里親の場合



「中高生など高年齢児を預かることが多い我が家では、ひと部屋を鍵がかかる部屋にしました。大切な書類や家族の貴重品は、すべてその部屋で管理しています。子どもを信じていないわけでは決してないのですが、子どもも里親もどちらの立場も守る工夫だと思っています」

C里親の場合



「私は、ブログや Facebook で趣味や何気ない日々の生活を発信しています。可愛い里子を迎えたことを知らせたいなあ、という衝動にかられましたが、SNSという方法は適切ではないと思いとどまりました」

2. 受託時の手続きについて



(1) 受託までの流れ

里親委託は、児童相談所が里親への委託が適当であると判断した子どもについて、保護者の同意を得て、里親に子どもを委託する措置（鳥取県行政の権限と責任によって決めたこと）です。里親と子どもが出会い、里親家庭での暮らしが始まるまでには、慎重な検討と準備が必要となることは言うまでもありません。

里親のもとに、「こんな子どもがいます」という紹介と打診があった際には、児童相談所から提供される情報をもとに、「子どもが里親を必要とした背景」にも思いを巡らせながら、わからないことや不安なことがあればきちんと確認しましょう。曖昧なまま「せっかくのチャンスを逃してしまったら…」「児童相談所や施設の期待に応えたい」などの思いが先立ち、無理をしてしまうと、子どもとの交流開始後に、「こんなはずではなかった」と難しさが大きくなり、結果的に子どもも里親も傷つくことになってしまうことがあります。

委託打診は、里親として、どのような家庭を作っていきたいのか考えるチャンスでもあります。「自分たちが希望する子ども」という視点ではなく、自分たち里親は、周囲の支援を求めながら、子どもの成長を見守り続ける存在になれるだろうか、という視点を持って考えてみてほしいと願います。



「子どもと里親のマッチングが始まるまで」(9頁)を参照

里親家庭での暮らしがスタートするまでの準備は、児童相談所をはじめ、施設に配置された里親支援専門相談員が伴走します。マッチングは、里親の呼び名、子どもへの説明の仕方、委託に向けた見通しなどを、里親を含めて関係者で何度も話し合いながら、進めていきます。この準備期間は、委託後の里親家庭と児童相談所や里親支援拠点の職員との良好な支援関係の土台となります。



「里親が我が家に子どもを迎えるまで」(10頁)を参照

子どもと里親のマッチングが始まるまで

児童相談所のアクション

ケース①

実家庭から、児童相談所が一時的に保護した子ども

ケース②

乳児院や児童養護施設等の施設で暮らす子ども

検討

児童相談所や施設が、子ども・家庭の様々な事情を考慮し里親に委託することを検討する。



説明

保護者に、子どもを里親に委託することについて説明し、理解と同意を求める。



説明

子どもに、里親宅での生活についての説明を年齢に合わせた形で行う。

里親のアクション

待機

研修・イベント等に参加し保護された子どものありよう・現状・制度等について学ぶ。



意向を示す

文書・対面等で、子どもの受け入れに関する意向聞き取りに回答する。

里親選定

打診

里親の受け入れ意向調査をふまえ、委託する里親を選定し、打診する。

打診への回答

児童相談所からの打診に対し、家庭内で相談して、受け入れについて現実検討する。



子どもと里親のマッチング開始

*ケース①②や、この図は、代表的な項目と流れを示したものであり、実際には、子どもや里親家庭の状況に合わせて、個別に進めていきます。

里親が我が家に子どもを迎えるまで



三者会議

里親、児童相談所、里親支援専門相談員、施設職員(ケース②の場合)で、委託の目標時期を話し合い、「我が家に子どもを迎えるまで」の進め方を確認する。

施設から里親宅への子どもの生活の移行は、里親支援専門相談員が関わり、必要な時間をかけて丁寧に進めていきます

出会い

施設での面会や里親宅の訪問を通して、子どもと里親が顔を合わせる。



面会・外出

施設の担当職員や児童相談所職員が立ち合い、子どもと交流を重ねる



宿泊

子どもが里親宅で宿泊する。一泊から始め、少しずつ日数を増やしていく。



委託日の決定

交流の状況を振り返り、三者会議で委託日(同居を開始する日)を決定する。



里親委託

実親や施設から、子どもの育ちにかかわるものや生活用品を預かる。措置決定通知等、措置に必要な書類や手続きの説明を受ける。



チーム養育

児童相談所、施設等と密に連携して、里親養育を継続する。



里親ハンドブックで確認しよう!



(2) 児童相談所から里親が受け取る書類等



	内 容
措置決定通知書 (措置解除通知書)	児童が委託されたときに、保護者と里親に通知されます。措置解除を行うときに、解除の通知があります。その他、延長、変更通知があります。これは、児童を受託している公的証明となりますので、各諸手続きに必要となります。 <u>大切に保管しておきましょう。</u>
児童自立支援計画票	児童が委託される理由や保護者の意向、児童への支援の短期的・長期的課題や委託期間、実親への対応など養育上必要な内容が記載されています。里親に担っていただきたい役割について説明しています。委託が長期にわたる場合は、定期的に見直しを行います。 <u>個人情報の取扱いには十分注意をお願いします。</u>
委託児童の 生活状況等の記録	毎月、児童の心身の状況、養育の状況等を児童相談所へ報告する様式です。毎月の措置費請求の際に提出してください。(12頁参照)
健康保険被保険者証	委託される児童は、里親の健康保険には加入できません。実親が加入している健康保険の扶養家族扱いであれば、その健康保険証を使用します。無保険の児童については受診券にその旨が記載されます。医療費の自己負担分は公費で支払われます。
受診券	委託された児童が医療を受けるために必要です。(医療費の自己負担分を公費で支払うためのものです。) 実親の健康保険の加入の有無にかかわらず、児童相談所から受診券が発行されます。医療機関等を受診した際に健康保険被保険者証と一緒に提示してください。児童は戸籍上の姓で記載されます。
母子健康手帳	妊娠中の経過や出産時の記録(生年月日、出生した病院名など)、乳幼児健康診査の記録、予防接種の記録、乳幼児身体発育曲線などが記入してあります。予防接種の記録や出生時の情報が、学校等の書類で必要になることがあります。児童にとって大切な記録です。 <u>しっかりと保管をしてください。</u>
転出証明書等	住民票の手続きの際に必要になります。同じ市町村内での住所変更の場合は必要ありません。



受診の時に、必ず持参してください。



とっとり子育て 応援パスポート	子育てを社会全体で応援する意識啓発を目的に発行されているもので協賛店に提示することにより使用できます。児童ひとりに1枚をお渡しします。
身体障害者手帳・ 療育手帳	児童が身体的な障がいや知的な障がいを有し、認定されている場合に発行されます。障がいのある方が、一貫した相談やサービスを受けやすくするための制度です。里親の居住地の市町村の担当窓口で住所変更の届出が必要です。

委託児童の生活状況等の記録

令和 年 月分

児童氏名			里親氏名		
日中の居場所	在宅・幼稚園／保育園・小・中・高校・他()				
最近の児童の様子					
困っていること 心配なことなど					
取り組んでいる ことなど					
健康状態	良好・その他 ①食欲(良好・普通・やや不良) 偏食・過食・少食 (○をしてください) ②睡眠(良好・普通・やや不良) 起床 時 分・就寝 時 分 ③その他の様子				
医療受診 (有・無)	理由:() 受診日:平成 年 月 日 / 受診医療機関名: その後の様子:				
	理由:() 受診日:平成 年 月 日 / 受診医療機関名: その後の様子:				
児童相談所への要望/ その他連絡事項等	有・無	内容			
記録日	令和 年 月 日	担当福祉司	印		
		受領日	受領印		

Sample



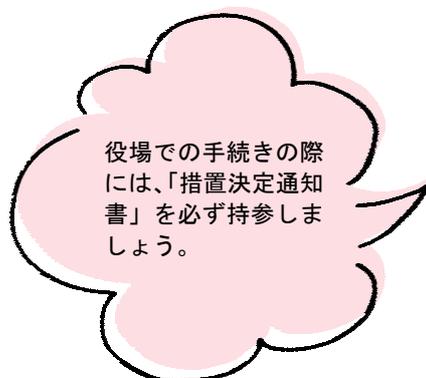
(3) 新規委託時に里親が行う手続き



	内 容
<p>住民票の異動</p>	<p>受託と同時に児童の住所は里親を世帯主とする住所に異動します。施設からの措置変更の場合は、転出の手続きは施設が行いますが、住民票異動に関する転入の手続きは里親が行います。児童の名前で住所届を提出し、住民票続柄欄の記載は「同居人」となります。</p> <p>以下の書類が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・措置決定通知書 ・転出証明書（取得後14日以内のもの） <p>※家庭の事情等で住所変更をしない場合もありますので、児童相談所に確認してください。</p> 
<p>児童手当の 認定請求</p>	<p>委託された児童が0歳から15歳までの場合、児童手当入金先の変更が必要です。住所変更の手続き後、市町村の担当窓口で認定請求を行います。</p> <p>次の書類が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当認定請求書（担当窓口にあります） ・措置決定通知書 ・支払希望金融機関・口座番号が分かるもの
<p>在学証明書等</p>	<p>小・中学生の場合、措置費請求の添付書類として必要になります。高校生の場合は、毎年度始めに必要になります。</p> <p>他に、小・中学生児童が転校する場合も、以下の書類を転校先へ提出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書 ・教科書給与証明書



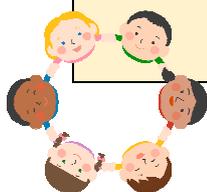
<p>転入学の手続き</p>	<p>転居先の住所を所管する市町村の担当窓口にて、住民票の異動届を提出し、児童の就学通知書を受け取ります。</p> <p>その後、以下の書類を持って、転校先の学校で転校手続きを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書 ・教科書給与証明書 ・就学通知書 等 
<p>保育所等の 入園手続き</p>	<p>里親の就労、妊娠・出産、疾病、障がい、介護等の理由により、委託されている児童に保育の必要性が生じた場合、里親への委託を継続することが適切と認められる場合には、保育所入所が可能となります。</p> <p>里親が保育所の利用を希望される場合は、児童相談所に相談の上、市町村の担当窓口にて申し込むことになります。</p> <p>次の書類が必要となります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書 ・家庭状況調査書 ・保育所等の利用に関する確認書 ・保育ができないことを証明する書類（就労証明書等） ・個人番号(マイナンバー)申告書 
<p>障害者手帳 住所変更届</p>	<p>里親の居住地の市町村の担当窓口にて住所変更の届出が必要です。</p>
<p>外国人登録 住所変更届</p>	<p>児童は外国人登録を行った市町村にて住所変更の届出を行います。 (14日以内)</p>



(4) 受託中に里親が行う手続き



<p>自立支援計画の見直し 定期的な家庭訪問</p>	<p>里親は、児童相談所が作成した自立支援計画票に基づいて、委託児童の養育をする必要があります。児童相談所は、施設の里親支援専門相談員と連携して定期的に里親家庭を訪問し、里親や委託児童との面接などを通して、生活の状況を確認し、相談支援を行います。自立支援計画は、委託児童の変化や状況に応じて見直しを行い、その都度、里親養育の方向性を確認します。</p>
<p>受託児童の 生活状況等の記録</p>	<p>児童の心身の状況、養育の状況等を記録し、児童相談所へ報告してください。 記録は、毎月の措置費請求の際に提出してください。</p>
<p>受託児童のけがや 事故、病気について</p>	<p>受託中の児童が入院を必要とするようなけが、病気、手術が必要な状態になったり、事故等があった場合には、児童相談所に速やかに報告してください。状況によっては、「事故発生届出書」の提出を求められることがあります。</p>
<p>里親賠償責任保険</p>	<p>里親の養育中、受託中の児童や他の家の人等がケガをしたり、物が壊れたりしたとき等、里親が損害賠償請求された際の保険です。長期・短期問わず、委託を受ける全ての場合にこの保険がかかっています。 問合せ先：里親支援とっとり</p>
<p>里親の住所変更等</p>	<p>里親登録時の内容に変更が生じた場合は、変更の申請が必要です。児童相談所に連絡してください。</p>
<p>レスパイトケア事業</p>	<p>委託中の児童を養育している里親が、一時的な休息のための援助を必要としている場合に利用できます。里親、乳児院・児童養護施設を活用して、児童の養育を代替して行います。期間は都道府県が必要と認める日数となっています。 希望される場合は、児童相談所に相談してください。</p>



(5) 自立（進学、就職）にむけての手続き



	内 容
奨学・助成金の申請	児童が大学、専門学校などに進学する場合、奨学金の申請ができます。 問い合わせ先：里親支援とっとり
就職にむけての準備	児童が就職する際に、寝具や衣類等を購入した場合、一定額の費用が支払われます。対象は、就職するために措置解除される児童です。手続きには、雇用証明書、採用（内定）通知書が必要です。また、保護者のいない児童及びこれに準ずる児童の場合は、費用の加算支給がありますので児童相談所に相談してください。
大学進学等にむけての準備	児童が大学、専門学校等の進学に際し必要な学用品、参考図書類の購入経費及び住居費、生活費等が支給されます。対象は、進学するために措置解除される児童です。手続きには、合格通知書（証明書）が必要です。また、保護者のいない児童及びこれに準ずる児童の場合は、費用の加算支給がありますので児童相談所に相談してください。
自動車免許取得について	児童が高校等卒業後の自立促進の支援として、普通自動車免許の取得に要する経費の補助が申請できます。補助の対象に該当するか、児童相談所にご相談ください。
マイナンバーカード	児童が高校、大学等に進学する際の奨学金申請やアルバイトとする時にマイナンバーが必要になることがあります。児童が15歳以上であればマイナンバーカードの本人申請が可能です。 ※15歳未満の児童のマイナンバーカードの申請には、原則、法定代理人（親権者等）の許可が必要です。マイナンバーカードが必要になった場合には、児童相談所にご相談ください。



(6) こんな時はどうする？



	内 容
塾・家庭教師の利用	中学生の塾費用（月謝）は、措置費のうち、教育費で全額支弁されます。小学生の塾費用、ピアノや水泳教室などのおけいこ事、家庭教師の費用は、「里親家庭支援事業」で支弁されますが、上限があります。別途申請が必要ですので、児童相談所にお問い合わせください。
高等学校の受験	高等学校を受験する際、「里親家庭支援事業」で受験料の一部が支弁されます。児童相談所にお問い合わせください。
予防接種等	<p>委託された児童が接種するワクチンには、以下の種類があります。</p> <p>①予防接種法に基づくもの （あらかじめ、決められた期間に 1～数回接種することが予定されているワクチン：ロタ、ヒブ、小児肺炎球菌等の定期接種等）</p> <p>②予防接種法に基づく接種以外のもの （おたふく風邪、季節性インフルエンザ等）</p> <p>③臨時的に接種されるもの （新型コロナウイルス感染症等）</p> <p>いずれも原則、親権者（保護者）同意が必要です。また、任意での予防接種の費用については、措置費で支弁される場合がありますので児童相談所に相談してください。</p>
メガネの購入等	新規で購入される場合や修理が必要になった場合は、制度の対象になることがあります。ただし、里親が先に支払いをされた場合は、返金できなくなりますので事前に児童相談所に相談してください。
パスポートの申請	未成年者の申請は通常、親権者または後見人の同意が必要ですが、里親が委託児童のパスポートを申請する場合は、里親の署名で可能です。※委託児童を海外に連れて行く場合は、親権者の了解が必要な場合も想定されますので、短期間であっても、必ず事前に、児童相談所に連絡してください。

* 「里親家庭支援事業」は、里親家庭の支援体制の充実を目的とした鳥取県独自の事業です。



3. 委託にかかる費用について

(1) 措置費の趣旨

措置費とは、児童福祉法に基づく措置に伴う経費です。委託後の養育で、「里親が行う養育に関する最低基準を維持するために要する必要な経費である」という意味を持ちます。

これは里親制度が社会的養護の中の一つの制度であることをあらわしています。措置費を受けているということは、社会的養護の一員であるという責任を持って養育しなければなりません。

里親制度は、児童養護施設や保育所などと同様に、児童の養育に必要な経費を国・県が負担し、社会的養護の制度をお願いする立場である児童の保護者からは、毎月負担能力に応じて負担金を徴収する仕組みになっています。

(2) 里親委託措置費の概要

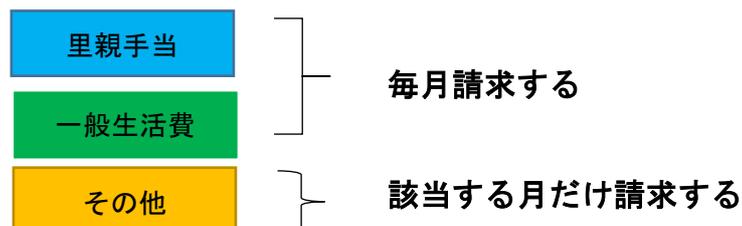
 「里親委託措置費一覧」(19頁)を参照

措置費は毎年、国が基準額の見直しを行うことから、年度ごとに内容や基準額が変更になる場合があります。また、児童の年齢、学年、受託している児童の人数などにより変わります。

里親手当は、委託児童ひとり当たりの定額が、委託期間中、養育里親と専門里親に支給されます。養子縁組里親と親族里親には支給されません。里親手当は、雑所得としての扱いとなります。ただし、基礎控除及び研修費用や交通費、関連資料代などの必要経費を除いた部分が課税対象額となります。※(4)課税上の措置費の取り扱いを参照。

その他、一般生活費、幼稚園費、教育費(小学校・中学校)、特別育成費(高校生)、入進学時支度金、冷暖房費用などがあります。

(3) 里親委託措置費の請求方法について



里親委託措置費一覧

費目		単価 (円)	経費の使途
里親手当及び専門里親手当		90,000	児童にかかる委託手当・里親手当
		141,000	児童にかかる委託手当・専門里親手当
里親受託支度費		1件あたり (上限) 44,630	新たに児童を委託する際の支度費
一般生活費		1歳未満 (月額) 60,670	日常生活に必要な経済的諸経費
		1歳以上 (月額) 52,620	(月の途中で委託・解除の場合は、日割り計算)
幼稚園費		実費	入学金、保育料、制服等の実費 (寄付金は対象外)
教育費	(ア)	小学校 (月額) 2,210	義務教育に必要な経費
		中学校、特別支援学校高等部 (月額) 4,380	
	(イ) 入学時特別加算費	入学時 62,340	特別支援学校高等部入学に必要な学用品等
	(ウ) 資格取得等特別加算費	在学中1回限り (上限) 57,620	特別支援学校高等部の児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等受講のための費用
	(エ) 教材費	実費	教科書に付随する教材として学校が指定したもの (年間徴収計画書に基づく)
	(オ) 交通費	実費	交通機関の定期券購入費、自転車購入費 (中学校の許可が必要)
	(カ) 部活動費	実費	中学校の部活動に必要な道具代、遠征費等
		(キ) 学習塾費	中学生の学習塾に必要な授業料等
学習指導費加算		小・中学校 (月額) 8,290	家庭教師の派遣等に必要な経費 *児童相談所に申請し、認められた場合に適用
学校給食費		実費	学校給食に必要な経費 (年間徴収計画書に基づく)
見学旅行費		小学校 22,690	見学旅行 (修学旅行) に直接必要な交通費、宿泊費
		中学校 60,910	
		高等学校 111,290	
入進学支度金		小学校1年生 64,300	入進学に際し、必要な学用品等の購入費
		中学校1年生 81,000	*在学証明書の提出が必要
特別育成費	(ア)	国・公立 (上限) 23,330	高校在学中における教育に必要な授業料、学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費等
		私立 (上限) 34,540	
	(イ) 通学費	実費	高校通学のための交通費
	(ウ) 入学時特別加算	入学時 86,300	高校入学に際し必要な学用品費等
	(エ) 資格取得等特別加算費	(在学中の上限) 57,620	就職又は進学のための資格取得又は講習等の受講をするための経費
	(オ) 補習費	(月額) (上限) 20,000	高校生が学習塾等を利用した場合にかかる経費
高3 (月額) (上限) 25,000			
(カ) 補習費特別保護単価	(月額) (上限) 25,000	特別な配慮を必要とする児童 (高校生) が個別学習支援を受けた場合にかかる経費	
夏季等特別行事費		行事1件あたり 3,150	小中学校の宿泊を伴う特別行事に参加するために必要な参加費、交通費等
年末一時扶助費		(12月分) 5,520	年末における被服費等の購入費
医療費		実費	健康保険基準額の支払い
職業指導費		実費	義務教育を修了した後、公共職業訓練所等の職業指導機関に通う児童の交通費
		(月額) 5,030	その児童に係る教科書代
就職支度費	(ア) 一般	82,760	就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費、住居費、生活費 *特別基準については、児童相談所が認める場合に適用
	(イ) 特別基準	特別基準 198,540	
大学進学等自立生活支度費	(ア) 一般	82,760	大学進学に際し必要な学用品、参考図書等の購入費、住居費、生活費 *特別基準については、児童相談所が認める場合に適用
	(イ) 特別基準	特別基準 198,540	
葬祭費		159,040	委託児童が死亡した場合の葬祭費
冷暖房費		(月額) 870	夏季・冬季の冷暖房に必要な経費
予防接種費		実費	予防接種法に規定するA類疾病及び、ロタウイルス、破傷風、RSウイルス、おたふく風邪等の予防接種にかかる費用
防災対策費		(上限) 450,000	防災対策の充実にかかる費用
里親委託児童通院費		(上限) 7,500 実費	障害や重篤な虐待による心理的ケアのための定期的な通院にかかる交通費等
		専門里親 (上限) 15,000 実費	

* 費目や単価は、定期的に見直しがされ、変更されます。本表は、令和4年度のものであります。

* 各費目によって、請求の際に提出をお願いする書類や添付物があります。詳細は、個別のケースに応じて管轄児童相談所がお伝えします。

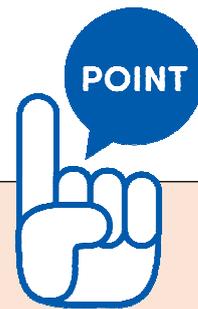
【請求に必要な書類】

- ・里親委託児童措置費請求書（概算・精算）、学校給食費等の証明書、領収書などの添付書類が必要です。
- ・一般生活費・里親手当以外に請求が発生するものについては、事前に児童相談所に相談してください。
- ・毎月5日までに、上記の必要書類を児童相談所に提出してください。
- ・措置費は、毎月最終月曜日に、事前に登録された口座に支払われます。

（４）措置費等の課税上の取扱い



- ・国税庁からの通知に基づき、里親が鳥取県から支給を受けた措置費等は課税の対象となり、確定申告を行う必要があります。所得の区分は、雑所得となります。
 - ・所得の計算方法は、1年間の総収入金額から必要経費の総額を差し引いて計算することとされています。必要経費を差し引いた結果、残額が生じない場合は、課税関係は生じないこととなります。
 - ・措置費として支給された金額（一般生活費等及び里親手当の合計額）以上に必要経費が生じている場合は、この措置費について確定申告を行う必要はありません。
 - ・必要経費とは、児童の養育に要した費用（食費、衣料費、教育費、教養娯楽費等）や里親としての活動に要した費用（研修会への参加、児童に同伴するための交通費）が該当します。
 - ・税務署から照会があった場合には、里親委託に係る金銭の収支状況の説明を求められることとなりますので、収支状況の記録や書類を整理しておくことが必要です。確定申告に係る具体的な手続きについては、最寄りの税務署にご確認ください。
 - ・また、委託児童は、所得税法上の扶養親族と見なされ、里親の所得に対するの扶養控除の対象となります。年末調整または確定申告の際に、事前に児童相談所から児童委託の証明書を受け取り、里親が所得税控除の手続きを行ってください。実親が児童を扶養している場合、対象外となります。児童相談所にお問い合わせください。
- ※勤務先の扶養手当については、それぞれの職場で要件に該当するかどうか相談をしてください。



受託児童の児童手当の取り扱いについて

児童手当は、児童が健やかに育つためのものです。児童本人の通帳を作成し、収支が明らかになるようにしてください。児童手当は、児童の養育に必要なだからと、里親の判断で勝手に使用することはできません。また、措置解除時に、預金通帳を児童（または保護者）に引き継ぎますので、児童本人の通帳を作成し、収支を明らかにして記録を整備するなど、以下の管理方法を参考にし、取扱いをお願いします。

【児童手当の管理方法】

- ①児童名義の口座を開設し、通帳を作成します。
- ②児童名義の通帳に、児童手当を入金します。
- ③児童手当の存在と児童名義の通帳を作成したことをきちんと児童に説明をしておきます。
- ④児童の養育に必要なもので、措置費で請求できないもの限り使用できます。使用に際しては、事前に児童相談所への連絡とともに、児童の了解を取っていただく必要があります。
- ⑤児童手当の入金と使用時に、使用目的がわかるように児童手当管理台帳に記入するとともに、領収書があるものは、裏面に貼り付けてください。通帳の余白に使用目的のメモなどをします。
- ⑥児童が措置解除になった場合は、通帳と児童手当管理台帳を児童本人または、保護者、児童相談所に返却します。
- ⑦不適切な使用や使途不明な使用が判明した場合は、返金していただくことがあります。
- ⑧児童相談所担当職員が、定期的に台帳、通帳を確認します。児童相談所から通帳の提示の要請があった場合は、速やかに提示をお願いします。



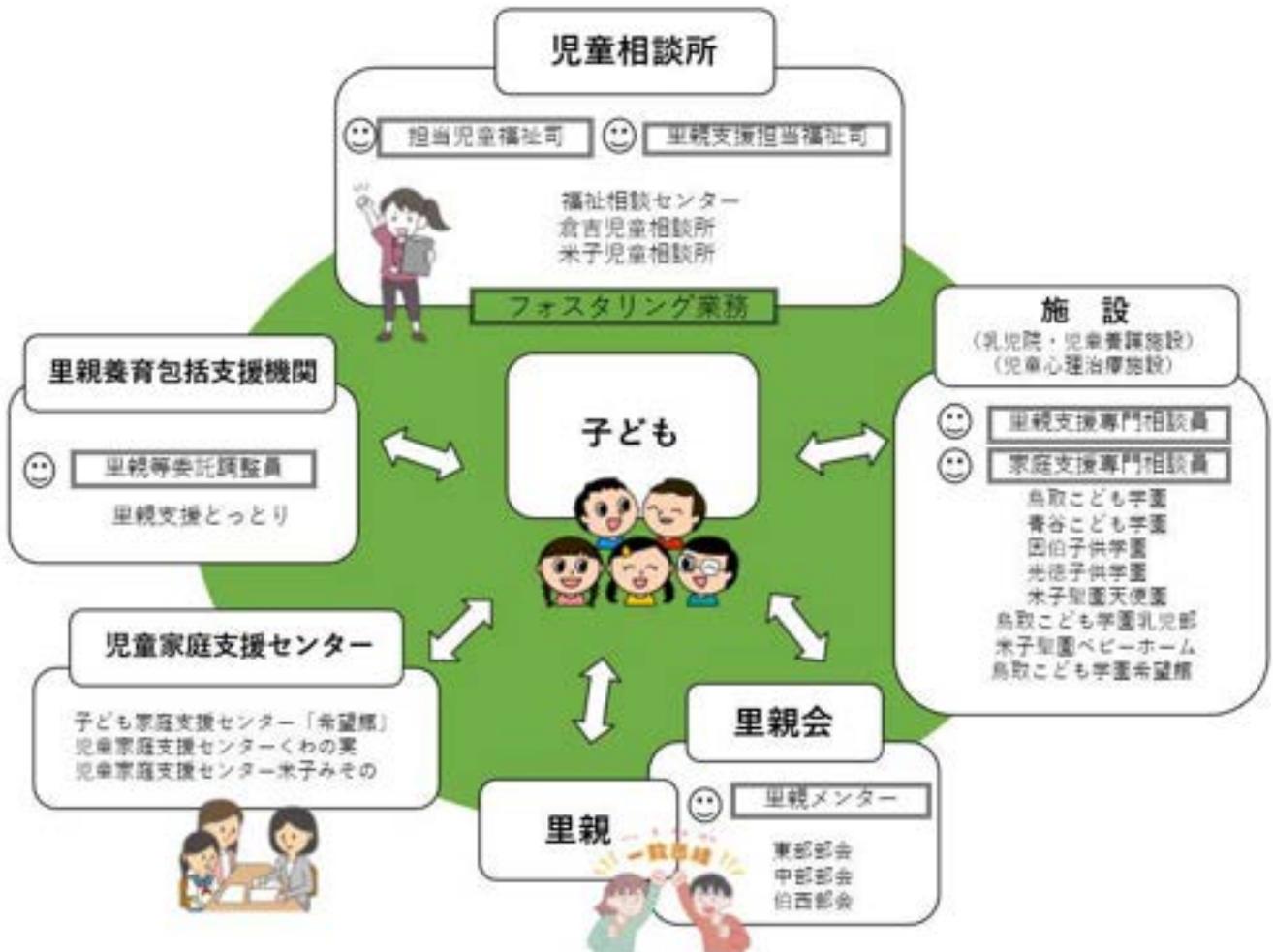
4. 里親養育の支援について

里親が、子どもに最善の養育を提供するために適切な支援を受けられるようにすべく、里親制度に対する社会の理解をより一層促進するとともに、里親のリクルート、研修、支援などを里親とチームになって一貫して担うフォスタリング機関による包括的な支援体制を構築することが不可欠です。

フォスタリング業務の成果目標は、①委託可能な里親を開拓・育成すること、②里親との信頼関係を構築し、相談しやすく、協働できる環境を作ること、③子どもにとって必要な安定した里親養育を継続できる（不調を防ぐ）こと、です。

(1) 鳥取県の里親養育を支援する仕組み

鳥取県は、里親を支援する民間団体や施設、当事者団体である里親会と里親委託推進事業実施契約を結び、それぞれを「里親支援拠点」と位置づけ、里親基礎情報の共有を図り、上記の①～③の実現を目指しています。



里親は、「安心安全な生活の保障」という大切な役割を担うチーム養育の一員です。里親養育を支えるたくさんの関係機関とつながり合い、助け合いながら、その大切な役割を果たしてほしいと願っています。

フォスタリングってなあに？

平成 28 年の児童福祉法の改正において、「子どもの家庭養育優先原則」が明記され、都道府県の行うべき里親に関する業務を「フォスタリング業務」として、新しい里親支援の形が示されました。本来、フォスター（英語:Foster）は、「育てる、養育する」を意味する単語です。ここから転じて、フォスタリング業務とは、「里親による子育てを支援する業務」と言えます。

フォスタリング業務は、簡単な言葉で表現すると、①里親になりたい人を探す、②里親を育てる、③子どもと里親の出会いを作る、④子どもと里親の地域での暮らしを支える、といった「切れ目のない支援」のことです。この一連の支援を一括して担うのが、フォスタリング機関であり、民間に委託される場合には、「民間フォスタリング機関」と呼ばれ、全国的にも増えてきています。

鳥取県では、児童相談所が中心となり、里親支援のために準備された機関や人と、里親がチームになって、その役割を果たしたいと願っています。

参考:厚生労働省「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」について

(2) 関係機関・人の役割について

「里親についての相談、問い合わせ窓口」(26 頁) 参照



児童相談所

- ・子どもや家族、里親の意向を聞き、「自立支援計画」を作成します。
- ・委託措置や措置解除の決定をする機関です。
- ・措置に関するあらゆる事務（措置費請求や書類の作成等）を担います。
- ・里親、子どもや家族からの一義的な相談窓口です。
- ・子どもと家族の面会や交流の調整を行います。



里親養育包括支援事業（里親支援とっとり）

鳥取県からの委託を受け、以下のようなフォスタリング業務の一部を担います。

- ・チラシ・パンフレットの配布や、里親の講師の派遣、メディアとの連

携などをとおして、里親制度をひろめます。

- ・里親や里親になりたい方に向けてさまざまな研修を行います。
- ・委員会を設置・運営して、里親委託を推進します。
- ・里親メンターの派遣やサロンの開催、鳥取県里親会事務局の運営などをとおして、里親同士の助け合いを促進します。



施設（乳児院・児童養護施設）

里親支援専門相談員を中心に、フォスタリング業務の一部を担います。

- ・施設で生活している子どもの里親委託を、その必要性から考え、進めます。
- ・鳥取県の「里親家庭支援事業実施要綱」にあるように、施設に入所中の児童の「家庭生活体験事業」を進めます。対象児童の選定と里親家庭への打診を行います。
- ・子どもと里親の出会いから里親子としての関係の成長を支援します。
- ・施設の強みを生かして、里親からの養育相談に応えます。
- ・レスパイトケアの受け入れ先として、子どもを預かります。
- ・里親会の活動を事務的にも実働的にも支え、一緒に参加して盛り上げます。
- ・委託後の里親家庭に訪問して、子どもの成長を見守ります。
- ・児童相談所と役割分担して、委託中や未委託の里親宅を定期的に訪問します。
- ・里親会などと協力して、里親制度の普及啓発活動を行います。



里親会

- ・児童相談所や施設と協力して、里親サロンを開催します。
- ・会員を対象として、里親里子交流事業を企画し、実施します。
- ・施設と協力して、施設で生活している子どもとのふれあい交流事業を実施します。
- ・里親メンター（里親当事者で、研修を受講した方）が、里親家庭を訪問します。



児童家庭支援センター

- ・地域や家族からの子どもに関する相談を受け付けており、里親家庭も支援の対象です。
- ・里親会活動を支援します。

家庭生活体験事業とは



鳥取県独自の事業「里親家庭支援事業」のひとつです。施設（乳児院・児童養護等）に入所している児童が、家庭生活を体験することにより、社会性のかん養、情緒の安定及び退所後の自立を促進することを目的としています。

また、併せて里親の啓発を図り、里親登録及び里親への委託の促進を図るねらいがあります。他県では、週末里親・季節里親と呼ばれることがあります。鳥取県では、里親登録をされている里親家庭を対象に行っています。

施設の里親支援専門相談員が管轄の児童相談所に申請を行います。受け入れ先の里親家庭には、委託費用として1日につき児童1人当たり3,960円が支給されます。

C ちゃんの場合

私だけの帰れるおうちができてうれしい！
おばちゃん・おじちゃんのおうちに次また行くのが楽しみだな♪



D 里親の場合



今は家庭の事情で長期の受託は難しいですが、月に1回程度のお泊りであれば受入れ可能です。毎月決まった子が「こんにちはー！」と来てくれるのを楽しみにしています。こちらの予定を事前に伝えると里親支援専門相談員が調整してくれることも有難いです。

E 保育士（施設職員）



家庭生活体験事業を始めて、F ちゃんが「里親さんと〇〇したよ」と嬉しそうに報告してくると私たちも嬉しいです。また、様々な事情で施設から自立する子どももいますので“家庭”のイメージを持つことができる良い機会のひとつだと思っています。

里親についての相談、問い合わせ窓口（令和5年度）

ご相談ならびにお問い合わせについては、表に記載している地区分けや「主な相談、問い合わせ内容」の内容にとらわれず、一番身近で、連絡しやすい機関・団体にご相談・お問い合わせ下さい。全ての機関・団体が密に連携し、おこなえます。

地区	相談窓口	主な相談、問い合わせ内容	担当者	所在地	電話番号
東部	福祉相談センター	里親制度全般について 登録・措置・委託に関すること 児童の養育についての相談	里親担当 黒崎 由起	鳥取市江津318-1	(0857) 23-6080
	鳥取県里親会 東部部会	里親会活動・行事（研修・ サロン等）・互助に関すること	事務局 村上 收	鳥取市湖山町南三丁目 810-1	(090) 4651-6213
	鳥取こども学園 乳児部	児童の養育についての相談	里親支援 専門相談員 清水 暁子	鳥取市立川町五丁目417	(0857) 22-4225
	鳥取こども学園	児童の養育についての相談	里親支援 専門相談員 宮橋 佐和子	鳥取市立川町五丁目417	(0857) 22-4206
	青谷こども学園	児童の養育についての相談	里親支援 専門相談員 高橋 史織	鳥取市青谷町善田31-1	(0857) 85-0358
	子ども家庭 支援センター 「希望館」	児童の養育についての相談	ソーシャル ワーカー 山田 美希	鳥取市立川町五丁目417	(0857) 27-4153
中部	倉吉児童相談所	里親制度全般について 登録・措置・委託に関すること 児童の養育についての相談	里親担当 太田 聡子	倉吉市宮川町二丁目36	(0858) 23-1141
	鳥取県里親会 中部部会	里親会活動・行事（研修・ サロン等）・互助に関すること	会長 福谷 剛枝	東伯郡北栄町弓原391-1	(0858) 36-5071 ファミリーホーム：東夢庵人
	因伯子供学園	児童の養育についての相談	里親支援 専門相談員 河藤 千恵	倉吉市みどり町3249	(0858) 22-2639
	児童家庭 支援センター くわの夷	児童の養育についての相談	相談員 白鳥 宏江	倉吉市山根583-3	(0858) 24-6306
西部	米子児童相談所	里親制度全般について 登録・措置・委託に関すること 児童の養育についての相談	里親担当 山本 康世 福緒 典子	米子市博労町四丁目50	(0859) 33-1471
	鳥取県里親会 伯西部会	里親会活動・行事（研修・ サロン等）・互助に関すること	副会長 安達 野里子	米子市西福原9-15-6	090- 9502-0147
	米子聖園 ベビーホーム	児童の養育についての相談	看護師 芝岡 雅子	米子市上後藤四丁目2-36	(0859) 29-5924
	光徳子供学園	児童の養育についての相談	家庭支援 専門相談員 山口 敏士	西伯郡大山町名和1239-1	(0859) 54-2550
	米子聖園天使園	児童の養育についての相談	里親支援 専門相談員 佐菜 瑞未	米子市上後藤四丁目2-36	(0859) 29-4364
	児童家庭 支援センター 米子みその	児童の養育についての相談	相談員 竹崎 淳哉 セラピスト 三町 薫乃	米子市上後藤四丁目2-36	(0859) 21-5085
全域	里親支援とっとり	里親制度全般について 各種研修・普及啓発・委託促進に 関すること	所長 遠藤 信彦	鳥取市立川町五丁目417	(0857) 22-4221

(3) 「子どもの育ち応援会議」について

令和5年度から、年に1回程度、児童を受託している里親・児童相談所職員・里親支援専門相談員が里親宅等に集い、里親委託となっている児童（里子）の育ち・育て、今後の支援方針等を確認する機会を持つこととなりました。この会を「子どもの育ち応援会議」、略して「応援会議」と呼ぶこととします。

応援会議では、三者で協同して「子どもの育ち応援シート」を作成します。シートを作成する中で、里子の最近の様子から今後のことまで、三者で整理したり確認したりすることをねらいとします。

詳しいことは、児童相談所や里親支援専門相談員から説明がありますので、ご確認ください。

Sample



子どもの育ち応援シート

作成日 令和5年 月 日

①【基本情報】

里子の氏名		生年月日	年 月 日	記入ポイント
里親名		児童の所属 （里親・児童相談所）	年 月 日	里親や児童相談所・児童相談所の事務所に記入する
		委託年月日	年 月 日	
協同作成者 （児童相談所）		協同作成者 （里親支援専門相談員）	年 月 日	
長期目標 （子ども本人）				児童相談所や里親の自立支援計画書より転記する
短期目標 （子ども本人）				

②【最近の子どもの様子】

学校 （通学状況など）		出席、授業の状況・成績・部活動等・友人、教師との関係・基本的な生活習慣・学習意欲との関係・異性との関係・実家側との関係、仲の良い様子 など
生活		
対人関係		
実親等との 交流		

③【からだの状態・健康面】

からだの状態		アレルギーの有無、生活している環境、体調面で気になること（運動不足・過労・食生活・食生活が偏り・睡眠不足など）を把握する
定期検診	あり（医療機関名： ）・なし（ ）	
医療	あり（薬の名称： ）・なし（ ）	
診断名	あり（ ）・なし（ ）	
療育手帳	あり（発行更新時期）	

④【子どもの良いところ・伸びているところ】

	がんばっている・進んでいる・目標が持てる・がんばらなくても・得意なところ など
--	---

⑤【子どもの心配なところ・相談したいこと】

	気になる・困っている・悩んでいる・相談が欲しい・心配が強い・前向きな変化がなかなか見えない など
--	--

⑥【今後に向けて】

子どもの思い		・子どもの思いについてはお互いの思いを尊重し、理解が得られる。得意なこと・やりたいこと・こんな大人になりたい など
里親の思い		・こうなってほしい・こんな大人になってほしい・こうなってほしい など

⑦【この1年で取り組みたいこと】

里親	＝	・やるべきことを取り組みたいこと他、具体的な取り組み。
児童相談所	＝	
里親支援 専門相談員	＝	

⑧【その他】

	上記項目に無いが確認したいことについて記入。スペース不足の場合は別紙を添付。
--	--

(4) レスパイトケアについて



① レスパイトケアとは

受託中の里親が、一時的な休息のための支援を必要としている場合に利用できます。利用の理由は問いません。気軽に身近な支援機関にご相談ください。利用日数は、児童相談所が認めた日数となり、上限はありません。

② 申し込み方法

受託中の子どもの管轄の児童相談所に「レスパイトケア申請書」を提出してください。里親からの申請を受けて、児童相談所が各支援拠点と連携を取り、受け入れ先を調整します。受け入れ先は、里親家庭、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホームです。

③ 利用方法

- ・原則として、受け入れ先まで里親が送迎します。
- ・受診券、衣類、服用中の薬等、子どもの生活に必要なものを受け入れ先に届けます。
- ・子どもが不安を感じないように、受け入れ先や利用期間を十分説明しておきましょう。

④ 費用

- ・利用は無料です。
- ・里親家庭が他の里親のレスパイトケアを受け入れた際は、一定額が支払われます。





(5) メンター制度について

里親養育の悩みは、経験した方でないとわからないときがあります。養育経験豊富な里親が、話を聞いてもらいたいと感じた里親さんのお宅などを訪問して、お話をじっくりと聞き、気持ちの整理を促し、力づける「里親メンター」が活動しています。里親メンターは、経験豊かな里親が児童相談所の推薦を受け、メンター研修を受講後、鳥取県より任命されています。



里親メンター
のみなさんを紹介しませう!

村上 収【東部部会】

私は東部里親会「里親メンター」の村上です。
こわい顔を(笑)していますが、里親会の中では一番
優しいと自負しております(笑)
血液型：ABとB型から生まれたO型
住んでいるところ：湖山 ☎tel090-4651-6213



ED WANTED
DEAD OR ALIVE?
OSAM MURAKAMI
¥120,000,000-

小原 幸恵【伯西部会】

里親メンター
あなたの想いに寄り添い
お手伝いします
気軽に声をかけてね!

Foster home
or
at the palm cafe

大山町唐王690
小原 幸恵 090-7926-7542
マザーズバーム 0859-53-5577

福谷 則枝【中部部会】

作りものではない、自然でやさしい
花の香りにつつまれた、メンターの館に
ようこそいらっしゃいませ
☎:0858-36-5071・090-6846-3767



あとがきにかえて

20年ほど前、初めて受託した子どもの転入届を市役所に提出したとき、続柄の欄に「里子」と書いた記憶があります。窓口の若い担当者は「里子」を知らなかった様子で、「里子さんとはどのような関係ですか？」と質問し、私から一通り説明を聞くと、後ろの席の上司らしき人物に指示を仰ぎ、「里子は同居人ですね」と。私はそのとき初めて、里子が「同居人」であることを知りました。

里親は、子どもを迎えると同時に、経験のあるなしに関わらず、行政・教育・医療機関等とやりとりをしなければなりません。子どもの成長に伴って手続きが煩雑化し、戸惑ってしまうこともあります。そのような時の一助となるのがこのハンドブックです。

このハンドブックは、手続きの手引きとなるだけにとどまらず、里親が担うべき役割について再確認できる構成となっています。里親の皆様の養育に活用して頂ければこの上ない喜びです。また、行政・医療・教育機関等と共有し、里親制度へのさらなる理解と、よりよい支援を得るためのツールとしても活用したいと考えています。

最後になりますが、このハンドブックを編集いただいた鳥取県里親委託等推進委員会ハンドブック作成部会の皆様のご尽力に、心からお礼申し上げます。

令和5年3月

鳥取県里親委託等推進委員会 委員長

鳥取県里親会 会長

杉山 豊彦

【参考文献】

- ・『みんなで育てる家庭養護①家庭養護のしくみと権利擁護』（2021）明石書店
- ・堀正嗣『子どもアドボケート養成講座～子どもの声を聴き権利を守るために～』（2020）明石書店
- ・菊池幸工『子どもの権利擁護最前線・カナダオンタリオ州の挑戦』（2018）かもがわ出版
- ・『みんなで育てる家庭養護②ネットワークによるフォスタリング』（2021）明石書店
- ・『みんなで育てる家庭養護④中途からの養育・支援の実際～子どもの行動の理解と対応～』（2021）明石書店
- ・二葉子どもと里親サポートステーション『子どもと里親のためのハンドブック』（2018）社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院

令和4年度 鳥取県里親委託等推進委員会 委員名簿【年度当初】

職名	氏名	所属・役職
委員長	杉山 豊彦	鳥取県里親会 会長 ・ 鳥取県里親会伯西部会 会長
委員	藤田 千里	鳥取県里親会 副会長 ・ 鳥取県里親会東部部会 会長
委員	福谷 則枝	鳥取県里親会 副会長 ・ 鳥取県里親会中部部会 会長
☆ 委員	清水 暁子	鳥取こども学園乳児部 里親支援専門相談員
委員	芝岡 雅子	米子聖園ベビーホーム 里親支援専門相談員
委員	宮橋 佐和子	鳥取こども学園 里親支援専門相談員
委員	高橋 史織	青谷こども学園 里親支援専門相談員
委員	河藤 千恵	因伯子供学園 里親支援専門相談員
委員	穂山 恒太	光徳子供学園 里親支援専門相談員
委員	佐菜 瑠未	米子聖園天使園 里親支援専門相談員
委員	山本 奈穂子	鳥取こども学園希望館 女子ブロック長
委員	岸田 有加	子ども家庭支援センター「希望館」 ソーシャルワーカー
委員	白鳥 宏江	児童家庭支援センターくわの実 相談員
☆ 委員	竹崎 淳哉	児童家庭支援センター米子みその 相談支援員
委員	黒崎 由起	福祉相談センター 児童相談課 係長
☆ 委員	小笠原 明香里	倉吉児童相談所 相談課 係長
委員	太田 聡子	米子児童相談所 相談課 係長
事務局	遠藤 信彦	里親支援とっとり 所長

☆ …ハンドブック作成部会

鳥取県里親委託等推進委員会は、鳥取県の里親・施設・児童相談所が相互理解を深め、協働して里親への委託を推進するために設置されています。委員は、鳥取県里親会の代表者と、施設・児童相談所の、里親との連携を担当する実務者により構成されています。



フォスタリングマーク・プロジェクトは、「子どもの家庭養育推進官民協議会」と「日本財団」の協働で運営しています。里親制度の普及とともに、里親家庭を支えられる社会の創出を目指してつくったマークです。鳥取県も、「子どもの家庭養育推進官民協議会」の一員です。

鳥取県版 里親ハンドブック

発行日：令和5年4月

編集・発行 鳥取県里親委託等推進委員会
